

人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

世界人権宣言・人権週間～人権への理解を深めるために～

問 本庁舎人権推進課（43番窓口） ☎ 0857-30-8071 📠 0857-20-3945



世界人権宣言とは？
 世界人権宣言は、昭和23（1948）年12月10日、第3回国際連合総会（フランス・パリ）で、「あらゆる人と国が達成すべき共通の基準」として採択されました。この宣言は、前文と30条の条文から成り立っています。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

「世界人権宣言で」
 つたわられていること
 ○市民的・政治的権利：法の下の平等、思想や表現の自由など
 ○経済的・社会的・文化的権利：教育的権利、労働に関する権利、人間らしい生活をする権利など

世界人権宣言はどのように採択されたのか？
 20世紀に、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中には、特定の人種の迫害、大量虐殺など人権侵害、人権抑圧が横行しました。そこで、こうした悲劇を二度と繰り返してはならないという反省から国際連合が作られました。そして、世界平和の実現のためには、世界各国が協力して人権を守る努力が必要という考えのもと、世界人権宣言は採択されたのです。

スポーツの実践はひとつの人権
 「オリンピック憲章」をこぞ存じますか。これは、国際オリンピック委員会によって採択されたオリンピックの根本原則、規則、付属細則を成文

化したものです。根本原則では「スポーツをすることは人権のひとつ」、「人種、肌の色、性別などの理由によるいかなる種類の差別も受けない」とされ、人権の尊重がうたわれています。

今年の夏、「多様性と調和」や「未来への継承」などをコンセプトに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020」）が、無観客などのさまざまなコロナ対策を講じながら開催されました。今大会から、選手の抗議行動への禁止ルールが緩和され、片膝について人種差別へ抗議する選手の行動が話題となりました。その一方で、大会組織委員会における女性蔑視発言や、選手に対する差別的発言が報道されるなど、人権に関する課題を残した大会でもありました。

「人権フォーラム2021」開催
 日時 12月4日（土）14:00～16:00
 場所 県民ふれあい会館
 内容
 ・令和3年度人権標語・ポスター表彰式
 ・栗田佳典さん講演会
 「できないことを探すほうが難しいと知って～ウガンダの子ども兵から教わったこと～」
 定員 200人
 ※人権推進課または（公財）鳥取市人権情報センター ☎ 0857-24-3125へ要申込（先着順）、入場無料
 ※要約筆記、手話通訳あり

毎年12月10日は、世界人権宣言が採択されたのを記念して定められた「人権デー」です。この機会に、一人一人の人権について改めて考えてみましょう。

人権が尊重される社会のために

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24（1949）年から毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権への理解を深めるための啓発活動が全国的に行われています。本市では、毎年この期間に合わせて「人権フォーラム」を開催しています。フォーラムを通して、一人一人の人権を大切にするために、自分何ができるのか考えてみましょう。

気づいていますか？ まちなかのサイン

～12月3日から9日は障がい者週間です～

問 本庁舎障がい福祉課（13番窓口） ☎ 0857-30-8217 📠 0857-20-3907

障がい者週間は、「障がい者福祉への関心と理解を深めること」、「障がいのある人が社会、経済、文化などの活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的とした期間です。

今年5月、障害者差別解消法が改正され、これまで行政機関にのみ義務付けられていた障がい者への「合理的配慮の提供」が、今後3年以内に民間事業者にも義務化されることとなりました。合理的配慮とは、障がいのある人から何らかの配慮を求め、意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で社会的障壁（障がいのある人にとって生活を送る上で障壁となるもの）を取り除くために必要な配慮を行うことです。

みなさんも障がい者週間にきつかけに、身の回りの社会的障壁の解消や心のバリアフリーに向けて、できることから始めてみましょう。社会的障壁を取り除くことで、障がいのある人だけでなく、全ての人にとって優しい社会になっていくことにつながります。

これらのサインを見かけたら、配慮をお願いします

<p>ヘルプマーク 配慮が必要な人がカバンなどにつけています。困っている人を見かけたら、声をかけるなど、思いやりのある行動をしてください。</p>	<p>白杖シグナル 視覚に障がいがある人が、白杖を両手で持ち上げていたら困っているサインです。声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法啓発のマークです。身体障害者補助犬法では、公共施設や公共交通機関、スーパー、レストラン、ホテルなど、不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬同伴の受け入れを義務付けています。</p>
<p>車いす専用駐車場 主に車いすの人が乗り降りするための駐車場です。駐車場でこのマークを見かけたら、一般の人は駐停車をしないでください。</p>	<p>点字ブロック 視覚に障がいがある人に停止や進行方向を知らせるブロックです。ブロック上に物や自転車を置かないでください。</p>	<p>オストメイトマーク オストメイト（がんなどで人口肛門、人工膀胱を造設している人）のための設備があるトイレであることを表すマークです。</p>

障がいのある人やご家族の悩みに相談員がお応えします

本市では、身体・知的・精神の3つの障がいに対し、相談員を設置しています。相談は、自身に障がいのある人、家族や身内の人に障がいのある人などが、今までの体験や知識をもとにお応えします。悩み事があれば一人で抱えず、お気軽にご相談ください。

相談員一覧（本市公式ホームページ）

障がい者週間に合わせて展示などを行います

【中央図書館】
 とき 12月1日（水）～10日（金）
 内容 点字・拡大図書展示や、拡大読書器の体験などの啓発コーナー設置

【イオン鳥取店1階 東出入口付近】
 とき 12月3日（金）～9日（木）
 内容 車いすバスケット用車いす、ポッチャ用具などの展示
 ※12月4日（土）のみ車いすバスケット試乗、ポッチャ体験を行います（10:00～、14:00～ 30分程度予定）